

公的年金の改正に反対する意見書

政府の「社会保障と税の一体改革」は、年金の更なる不安を国民に押し付けるものであり、その内容を周知する時間を保障せず進めることは断じて許せないことであります。

その年金改正は、2.5%の「特例水準」を、3年程度で解消するといひ、すでに時効だとする我々の主張を無視し、支給額を引き下げるものです。

その上、マクロ経済スライドを毎年発動し、0.9%の引き下げを続け、支給開始年齢を68歳～70歳まで引き上げるなど、厳しい高齢者の生活実態を無視した改正で断じて許せません。

いま、高齢者は、政府の資料でも単身世帯で年収50～100万円未満が最も多く、150万円未満が半数以上であり、税や社会保険料の増額で、使える金は、減少の一途をたどっています。老齢基礎年金のみの受給者860万人の実に43.9%は、65歳を待たずに前倒しで減額受給しており、支給開始年齢の引き上げも、年金額の引き下げも出来る状況にありません。

そもそも、現在の公的年金の行き詰まりは、10年以上にわたり労働者・国民に負担を負わせ、グローバル企業を支援してきた政治がもたらした結果であり、その責任を高齢者に転嫁するなどあってはなりません。

高齢者の切実な声に耳を傾け、次のことを強く求めます。

- 1．年金2.5%の引き下げ反対。デフレ経済下の「マクロ経済スライド」の発動をやめること。
- 2．年金支給開始年齢の更なる「引上げ」をしないこと。
- 3．低年金者への加算は、生活出来る充分な額にすること。また、無年金者にも給付すること。
- 4．受給期間を短縮した場合、現在の無年金者にも必ず適用すること。
- 5．消費税の増税、消費税の社会保障目的税化は、行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣